

## あびこ市民活動ステーションメールボックス利用規定

### 第1条(目的)

メールボックスは、あびこ市民活動ステーション利用者が当施設において市民公益活動または市民事業活動を行う際の利便を図るために設置する。

### 第2条(申込)

1. メールボックスの利用を希望する者は、「備品新規利用申込書」を提出しなければならない。
2. メールボックス利用期限は原則として4月1日から翌年の3月31日までとし継続希望の場合も次年度の申込みをしなければならない。
3. メールボックス利用希望者募集は毎年2月～3月の間に行う。
4. メールボックス利用申込みが多い場合は、厳正な抽選によって決定する。
5. 利用申し込みができるのは、「あびこ市民活動ステーション利用届け」を済ませた団体とする。

### 第3条(利用料金)

無料

### 第4条(収納物)

メールボックスには郵便物、文書類以外のものを保管してはならない。

### 第5条(損害賠償)

メールボックスに保管している郵便物、文書類の盗難や損傷により損害を被っても、管理者は一切責任を問われない。

以上

制定 平成26年4月1日

改定 平成30年1月5日